

富士河口湖町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、職員の給与、職員数、勤務条件など、令和2年度の人事行政の運営状況等について公表します。

富士河口湖町人事行政の運営等の状況の概要

1. 任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増員理由

区分 部門	職員数 (人)		対前年増減数	主な増減理由
	令和2年度	令和3年度		
一般行政	168	166	△2	
教 育	20	18	△2	
公営企業等	15	15		
合 計	203	199	△4	

(2) 採用及び離職の状況

区分 部門	採用 (人)	離職 (人)									
		退職					免職		失職	派遣 帰任	合計
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒			
一般行政	7	9		2							11
教 育											
公営企業等											
合 計	7	9		2							11

(注1) 採用は、令和2年4月2日から令和3年4月1日の間に採用した人数です。

(注2) 離職は、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に離職した人数です。

2. 給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和元年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件费率 (B/A)
12,446,499 円	1,473,421 千円	11.8%

(2) 職員給与費の状況 (令和元年度普通会計決算)

職員数 (人) A	職員給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
188	千円 619,234	千円 84,117	千円 245,133	千円 948,484	千円 5,045

(注) 職員手当には退職手当は含みません。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	307,100 円	345,111 円	41.9 歳
労務職員	271,683 円	279,866 円	56.0 歳

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当 (扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等) の合計です。

(4) 初任給の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		富士河口湖町	山梨県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	190,115 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	156,061 円	150,600 円
労務職員	高校卒	147,900 円	158,580 円	—
	中学卒	139,900 円	140,949 円	—
看護・保健職	大学卒	209,800 円	219,735 円	—

(5) 経験年数別・学歴別平均給与月額の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年
一般行政職	大学卒	260,800 円	346,400 円	370,314 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
看護・保健職	大学卒	— 円	— 円	— 円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・主事補	20人	16.7%
2級	主任	23人	19.2%
3級	係長・主査	13人	10.8%
4級	課長補佐・主幹	37人	30.8%
5級	課長・課長補佐・主幹	12人	10.0%
6級	課長	15人	12.5%

(注1) 富士河口湖町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

(注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 昇給への勤務成績の反映状況

令和元年度の人事評価の結果を令和2年度の勤勉手当に反映させている。

(8) 期末手当・勤勉手当の状況

富士河口湖町	山梨県	国
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,490千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,722千円	—
支給割合（令和元年度） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分	支給割合（令和元年度） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分	支給割合（令和元年度） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.90月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%・管理職加算 10～25%

(9) 退職手当の状況（令和2年4月1日現在）

区分	富士河口湖町		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.7090月分	47.709月分	47.7090月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%		定年前早期退職特例措置 2～45%	
1人当たり平均支給額	17,537千円		—	

(10) 地域手当

該当なし

(11) 特殊勤務手当

該当なし

(12) 時間外勤務手当（平成30年度、令和元年度普通会計決算）

令和元年度	支給総額	26,711千円
	1人当たり平均支給年額	153千円
平成30年度	支給総額	21,963千円
	1人当たり平均支給年額	123千円

(13) その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同		17,181千円	264,307円
	配偶者以外 6,500円 子 10,000円				
	満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にあ る子1人につき 5,000円 加算				

住居手当	1.職員の居住する借家・借間自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員(上限28,000円)	同			4,545千円	284,062円
	家賃27,000円以下 家賃-16,000円					
	家賃27,000円を超え55,000円未満 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円					
	家賃55,000円以上27,000円					
通勤手当	1.交通機関等の利用者通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額	同			7,239千円	58,373円
	2.自動車等の使用者通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること					
	～5km 2,000円					
	5km～10km 4,200円					
	10km～15km 7,100円					
	15km～20km 10,000円					
	20km～25km 12,900円					
	25km～30km 15,800円					
	30km～35km 18,700円					
	35km～40km 21,600円					
	40km～45km 24,400円					
	45km～50km 26,200円					
	50km～55km 28,000円					
	55km～60km 29,800円					
60km 31,600円						
管理職手当	4種 総務課長・複雑困難課長 5種 課長 6級 4種 62,300円 5種 51,900円 5級 4種 59,500円 5種 49,600円	同			11,793千円	620,652円
休日勤務手当		同			—	—
寒冷地手当	1.世帯主である職員 ・扶養親族がいる職員 89,000円	同			9,711千円	52,206円
	・扶養親族がいない職員 51,000円					

	2. その他の職員					
	36,800 円					

(14) 特別職の給与等の状況 (令和2年4月1日現在)

		給与月額・報酬月額	期末手当の支給割合
給 料	町長	650,000 円	6 月期 1.475 月分 12 月期 1.625 月分 計 3.10 月分
	副町長	572,000 円	6 月期 1.475 月分 12 月期 1.625 月分 計 3.10 月分
報 酬	議長	252,000 円	6 月期 1.6 月分 12 月期 1.75 月分 計 3.35 月分
	副議長	202,000 円	
	議員	174,000 円	

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時～13 時

(2) 年次有給休暇の使用状況 (令和2年)

令和2年1月1日～令和2年12月31日までの平均取得日数 10.4 日

(3) 休暇の導入状況 (令和2年4月1日現在)

年次有給休暇	1 暦年ごとに 20 日とし、20 日を超えない範囲内の残日数を繰り越せる。
傷病休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、必要と認められる期間。
特別休暇 (主なもの)	骨髄提供、ボランティア、結婚、産前・産後、子の看護、配偶者の出産、忌引、夏季、生理休暇など
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷や疾病などにより日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する 6 ヶ月の期間内で必要と認められる期間

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数 (令和2年度)

	育児休業	部分休業
男性職員	1 人	—
女性職員	9 人	2 人
計	10 人	2 人

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (令和2年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
—	—	3	—	—	—

(2) 懲戒処分者数 (令和2年度)

戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
—	—	—	—	—	—

5 サービスの状況

(1) サービス規律遵守のための取組み (令和2年度)

- ① 年度始めにおいて、町長より全職員に綱紀粛清について訓示した。(4月)
- ② 職員の年末年始における綱紀の粛正についての訓令を通知した。(12月)
- ③ 仕事納めの式に、副町長より年末年始の綱紀の粛正について全職員に訓辞した。(12月)

(2) 兼職・兼業の許可件数 (令和2年度)

許可件数 57 件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要

市町村職員研修所研修

- ① 階層新（新採用者）研修 9 研修
- ② 階層現（現任者）研修 4 研修
- ③ 階層監（監督者）研修 5 研修
- ④ 階層管（管理者）研修 3 研修
- ⑤ 階層共（共通）研修 8 研修
- ⑥ 能力開発研修 7 研修
- ⑦ 支援研修 1 研修

研修職員数延べ 計 154 名

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要(令和2年度)

① 職員の健康診断の状況

対象職員数	受診者数	受診率
214 人	193 人	90.19%

② 町表彰規則に基づく職員永年勤続表彰

規定なし

③ 職員互助会補助金

会員数	補助金額	補助率
223 人	0 円	0%

④ 公務災害補償の状況

区分	一般行政職	看護保健職	技能労務職	計
認定件数	0	0	0	0

公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての不服申し立てに関し必要な措置を講ずるとされています。令和2年度の状況は次のとおりです。

- (1) 勤務時間に関する措置の要求の状況について・・・該当なし
- (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況について・・・該当なし